



警察庁丁生企発第54号

法務省保観第129号

平成19年3月2日

警察庁生活安全局生活安全企画課長 菱川 雄治



法務省保護局観察課長 笠原 和男



更生保護法（以下「法」という。）案の閣議決定に当たり、警察庁及び法務省は、下記事項を確認する。

記

- 1 法第30条の規定により保護観察所の長から援助又は協力を求められた警察本部又は警察署は、法令で許される範囲内において、その所掌事務に関する事項について、本来の事務の遂行に支障を及ぼさない限度で可能な援助又は協力を行えば足りること。
- 2 法務省は、法第30条の規定の施行前に、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁と協議し、その協議の結果に基づき、同条の規定に基づき保護観察所の長が警察本部又は警察署に対して求めることができる援助又は協力の内容、当該援助又は協力を求める手続等を含めた同条の解釈基準を策定すること。
- 3 法務省は、法第30条の規定の施行前に、2の解釈基準を地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し文書で通知し、徹底すること。
- 4 警察庁は、警察本部又は警察署が法第30条の規定により保護観察所の長から援助又は協力を求められた場合においてこれに円滑に対応

することができるようにするため、2の解釈基準の内容を都道府県警察に周知すること。

- 5 法務省は、2の解釈基準を改正しようとするときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、警察庁と協議すること。
- 6 法務省は、法第63条第6項の規定の施行前に、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁と協議し、その協議の結果に基づき、同項ただし書の「保護観察官に執行させることが困難であるとき」に該当することとなる具体的な事由、地方更生保護委員会又は保護観察所の長が警察官に対して引致状の執行を嘱託するための手続、警察官が引致状を執行した保護観察対象者に係る仮留置その他の身柄の取扱いに関する事項を含めた同項ただし書の解釈基準を策定すること。
- 7 法務省は、法第63条第6項の規定の施行前に、6の解釈基準を地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し文書で通知し、徹底すること。
- 8 警察庁は、警察官が法第63条第6項ただし書の規定により地方更生保護委員会又は保護観察所の長から引致状の執行を嘱託された場合においてこれに円滑に対応することができるようするため、6の解釈基準の内容を都道府県警察に周知すること。
- 9 法務省は、6の解釈基準を改正しようとするときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、警察庁と協議すること。
- 10 法務省は、法第63条第6項の規定の施行後も、定期的に、警察官が引致状を執行した保護観察対象者に係る仮留置その他身柄の取扱いに関する事項を含む同項ただし書の運用について、警察庁と協議すること。
- 11 法務省は、法第30条若しくは法第63条第6項を改廃し、又はこれらの規定を受けた下位法令の規定を新設し、若しくは改廃しようとするとき、その他警察庁又は都道府県警察の事務に關係がある法又はその下位法令の規定を新設し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、警察庁と協議すること。